

流山市避難行動要支援者避難支援計画（災害時要援護者避難支援計画）の改正に係るパブリックコメント手続実施要領

1 件名

流山市避難行動要支援者避難支援計画（災害時要援護者避難支援計画）の改正についての意見等の募集

2 目的

この要領は、流山市避難行動要支援者避難支援計画（災害時要援護者避難支援計画）の改正に当たり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、計画策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

3 趣旨

災害対策基本法の改正、流山市地域支え合い活動推進条例による地域支え合い活動の推進状況を踏まえ、流山市災害時要援護者避難支援計画を改正します。※計画名は、災害対策基本法に則して、流山市避難行動要支援者避難支援計画に変更します。

4 計画の概要

近年発生した災害では、公助の限界を超える事態が発生し、自助・共助による地域での支え合いの重要性が高まっています。また、災害時に特に支援が必要となる高齢者や障害者は、日常における福祉のニーズも高く、防災・災害分野と福祉分野の連携が重要となっています。

そのため、平常時の孤立死防止と災害時における地域での支援を目的とした『地域支え合い活動』の推進することで、安心安全な地域づくりに取り組みます。

※避難行動要支援者…災害対策基本法の定義により、高齢者・障害のある人要介護認定を持つ人などを示します。

5 計画（案）

資料「流山市避難行動要支援者避難支援計画（案）」「概要版」のとおり

6 計画（案）の公表方法

(1) 閲覧場所

- ア 社会福祉課（市役所第2庁舎1階）
- イ 情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）
- ウ 市内各出張所、各公民館、各図書館、各福祉会館、保健センター、児童発達支援センター、各高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、市民活動推進センター（生涯学習センターC館3階）、高齢者福祉センター森の倶楽部、障害者福祉センター

(2) 流山市ホームページ

7 意見が提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

8 意見等の募集期間

平成30年11月21日（水）～平成30年12月20日（木）必着

9 意見等の提出方法

意見等は、原則、別紙様式（任意様式も可）に住所、氏名を明記し、下記の提出先に、郵便・ファクシミリ・電子メール・書面を持参のいずれかの方法で提出して下さい。

10 その他

(1) 意見等の募集期間終了後、全ての意見等を整理したうえで計画策定の参考にさせていただきます。意見等に対する市の考え方については、社会福祉課（市役所第2庁舎1階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）及び流山市ホームページで公表します。なお、提出いただいた意見等に対する個別回答はいたしません。

(2) 電話・口頭での意見等は、パブリックコメント手続の意見等としては取り扱いません。

11 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市健康福祉部社会福祉課健康福祉政策室（市役所第2庁舎1階）

TEL：04-7150-6079 FAX：04-7158-2727

電子メール：hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp